

# 高圧電力 A S（卸市場価格連動）

## （主契約料金表）

2022 年 9 月 1 日実施

関西電力株式会社



## 本 則

### 1 適 用

この高圧電力A S (卸市場価格連動) 料金表 (以下「この料金表」といいます。) は、次の地域に適用いたします。  
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県 (一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

### 2 契約種別

この料金表の契約種別は、高圧電力A S (卸市場価格連動) といたします。

### 3 適用範囲

高圧で電気の供給を受け、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要 (たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、トンネル等があります。) で、契約電力が原則として 500 キロワット未満 (自家発供給電力とあわせて契約する場合は、契約電力が原則として 500 キロワット未満であり、かつ、自家発供給電力の契約電力との合計が原則として 2,000 キロワット未満といたします。) であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

- (1) 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望される場合は、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。
- (2) 使用する電灯または小型機器について当社が定める電気特定小売供給約款 (以下「供給約款」といいます。なお、供給約款が変更となった場合には、変更後の約款によります。) 16 (従量電灯) (1)ハまたは(2)ニを適用した場合の最大需要容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) と使用する動力について供給約款 19 (低圧電力) (4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。

### 4 契約使用期間

契約使用期間は、料金適用開始の日から 1 年目の日までといたします。

### 5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

### 6 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

### 7 契約電力

- (1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
  - イ 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続きお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者 (以下「当該一般送配電事業者」といいます。) の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。
  - ロ 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。
  - ハ 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力 (減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。) は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合 (減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合) といたします。) は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (2) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- (3) (1)で算定された値が零となる場合の契約電力は1キロワットといたします。

## 8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件(特別高圧・高圧)(2020年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。)別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、供給条件別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表(卸市場価格調整)(1)イによって算定された平均卸市場価格が3円51銭を下回る場合は、別表(卸市場価格調整)(1)チに定める卸市場価格調整額を差し引いたものとし、別表(卸市場価格調整)(1)イによって算定された平均卸市場価格が3円51銭以上となり、かつ、別表(卸市場価格調整)(1)ニによって算定された補正後平均卸市場価格が別表(卸市場価格調整)(1)ホによって算定された調整基準単価以下となる場合または別表(卸市場価格調整)(1)ニによって算定された補正後平均卸市場価格が別表(卸市場価格調整)(1)ホによって算定された調整基準単価を上回る場合は、別表(卸市場価格調整)(1)チに定める卸市場価格調整額を加えたものといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,765 円 50 銭
---------------	--------------

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15 円 01 銭
------------	-----------

### (3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

## 9 その他

- (1) 契約電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力が500キロワット以上の需要に適用される契約種別に協議によってすみやかに変更していただくこととし、それまでの間の電気料金その他の供給条件については、引き続き供給条件およびこの料金表によります。
- (2) 予備契約料金表とあわせて契約される場合、別表(卸市場価格調整)(1)へ(ハ)を適用するときは、予備電力料金の計算における燃料費調整は行いません。
- (3) 供給条件40(需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算)(1)イにいう電力量料金は、卸市場価格調整額を除いたものといたします。

## 附 則

### 実施期日

この料金表は、2022年9月1日から実施いたします。

別 表

卸市場価格調整

(1) 卸市場価格調整額の算定

イ 平均卸市場価格

1 キロワット時あたりの平均卸市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における各平均卸市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引（売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限り、）における価格（消費税等相当額を含まない価格とします。）の合計を、各平均卸市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均卸市場価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

託送約款等における高圧で供給する場合の損失率といたします。

ハ 高圧託送電力量料金率

高圧託送電力量料金率は、託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

ニ 補正後平均卸市場価格

1 キロワット時あたりの補正後平均卸市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均卸市場価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均卸市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平均卸市場価格}}{\text{(消費税等相当額を加えたものといたします)}} \times \frac{1}{(1 - \text{ロの損失率})} + \text{ハの高圧託送電力量料金率}$$

ホ 調整基準単価

調整基準単価は、8 (料金) (2) に定める料金率に供給条件別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、供給条件別表 2 (燃料費調整) (1) ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、供給条件別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、供給条件別表 2 (燃料費調整) (1) ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

ヘ 卸市場価格調整単価

卸市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

(イ) 1 キロワット時あたりの平均卸市場価格が 3 円 51 銭を下回る場合

1 キロワット時につき	2 円 14 銭
-------------	----------

(ロ) 1 キロワット時あたりの平均卸市場価格が 3 円 51 銭以上となり、かつ、1 キロワット時あたりの補正後平均卸市場価格がホの調整基準単価以下となる場合

卸市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1 キロワット時あたりの補正後平均卸市場価格がホの調整基準単価を上回る場合

卸市場価格調整単価は、補正後平均卸市場価格からホの調整基準単価を差し引いた値といたします。

ト 卸市場価格調整単価の適用

各平均卸市場価格算定期間の平均卸市場価格または補正後平均卸市場価格によって定めた卸市場価格調整単価は、その平均卸市場価格算定期間に対応する卸市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均卸市場価格算定期間に対応する卸市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

卸市場価格算定期間	卸市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 5 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等

高圧電力A S (卸市場価格連動) (主契約料金表)

毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等

チ 卸市場価格調整額

卸市場価格調整額は、その1月の使用電力量にへによって算定された卸市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 卸市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)へによって算定された卸市場価格調整単価を、電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせします。

関西電力株式会社 (小売電気事業者登録番号 : A 0 2 7 2)

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。